

◎アルコール健康障害対策基本法

(平成二五年二月一三日法律第一〇九号)(衆)

一、提案理由(平成二五年一月二日・衆議院本会議)

○柴山昌彦君

………(略)………

次に、アルコール健康障害対策基本法案について、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策の基本となる事項等を定め、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであります。

本案は、昨二十日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成二五年二月七日)

○山東昭子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

………(略)………

次に、アルコール健康障害対策基本法案は、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせて、アルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長代理関芳弘さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。